

No.	寄せられたご意見	回答案
1	西東京市内にグループホームの数が足りないと思います。きちんとした支援のあるグループホームを市内に増やしてほしいです。	本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき共同生活援助の誘致を進めることで、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の16事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で22事業所とし、6箇所の整備に努めて参りました。 しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。 引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。 事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」 人材育成につきましては、「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて取り組んでまいります。 施設の確保につきましては、「2-(1)-3 日中活動系サービスの誘致」にて拡充事業として進めてまいります。
2	1-(3)-1「グループホームの質の確保」について、精神障害者が地域で暮らすためにグループホームの需要が年々高まっています。しかし、実際には閉鎖するグループホームや、適切な支援を行わないグループホームもあります。そのため、グループホームが質のよい職員を確保するための、実効性のある具体的施策を早急に実施してください。また、民間グループホームの実態調査を行い、民間事業所のサービス提供体制に向けた第三者評価制度の受審などを早期かつ具体的に実施してください。	本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき共同生活援助の誘致を進めることで、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の16事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で22事業所とし、6箇所の整備に努めて参りました。 しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。 引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。 人材育成につきましては、「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて取り組んでまいります。 事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」 にてグループホームの質を確保するため、第三者評価を受審し、障害理解に関する外部研修等の受講を受けてサービスの質を確保した事業者の支援に努めます。
3	1-(3)-3「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、精神障害者にとって非常に助けになる効果的なシステムです。施策の重要性から、「東京都が費用の半分を負担する」ことにより、各市区は取入れやすくなっているようですが、西東京市は未実施です。一刻も早い実施を望みます。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに対する構築推進事業は政令市もしくは特別区が対象とされているため、市が構築推進事業に参画することは難しい現状です。本市では、特別区等の先行自治体の取組状況を注視しながら、西東京市における全世代型地域包括ケアシステムの構築を踏まえて関係各課と連携しながら、「1-(3)-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」にて地域生活支援拠点の充実に努め、保健、福祉、医療、介護などの関係機関が連携し、精神障害のある人一人ひとりの困り事に寄り添い、本人の意思が尊重されるような支援体制の仕組みづくりを進めてまいります。
4	アウトリーチ(訪問診療)拡充で精神科医療に繋げて下さい。早期発見を要する認識がないことから、本人が我慢してしまう状況が今なお続いています。アウトリーチ(訪問診療)拡充で精神科医療へいち早く繋げ、未治療期間を短縮することが大事です。家族から相談を受けたら自宅等に出向き、専門家による早期介入が必要です。	訪問診療に対応可能な医療機関は少なく、現状ではご相談をお受けする都度、個別にご相談と対応させていただいております。 市では、訪問診療を希望する方、必要な方が精神科医療に速やかにつながることは重要であると捉え、引き続き、医療機関等の情報集約と提供等について、地域の保健所とも連携・協力を図りながら、医療を受けやすい環境整備に努めてまいります。
5	グループホームの数は増えているかも知れませんが、重度の知的障害者が将来利用できる施設が全然足りていないと思います。	本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき共同生活援助については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の16事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で22事業所とし6箇所、生活介護については7事業所から10箇所とし3箇所の整備に努めて参りました。 しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。 また、「基本方針1障害のある人の自立した生活を支えます。」にて「発達障害や診断名がつかない子ども、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、医療的ケアが必要であるなど、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、また、障害のある人の高齢化が進むなど多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくことが重要」であるとしており、重度障害者を受け入れる事業所の確保策として、重度障害者の受け入れに対して基本報酬に加算分を上乗せするとともに、国や都が実施している補助金を事業所が活用できるよう、事業所への情報提供に引き続き努めてまいります。 共同生活援助には受け入れ可能障害程度による設置区分けはございませんので、市といたしましては「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて人材育成を、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」にて事業所の質の向上に取り組むとともに引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。 なお、ご意見を踏まえ、記述を修正しました。

No.	寄せられたご意見	回答案
6	<p>重度の知的障害者が18歳から入所が出来る、老人になっても生涯を通して暮らす事が出来る入所施設(施設入所支援、グループホーム)を西東京市に作って頂きたいです。看取りや医療ケアが出来る入所施設が西東京市には不足していると聞きました。これらの問題を満たした重度の知的障害者が入所できる施設を作って頂きたいです。</p>	<p>本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき共同生活援助については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の16事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で22事業所とし6箇所、施設入所については1箇所を維持してまいりました。しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。</p> <p>また、「基本方針1障害のある人の自立した生活を支えます。」にて「発達障害や診断名がつかない子ども、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、医療的ケアが必要であるなど、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、また、障害のある人の高齢化が進むなど多様化している中で、様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくことが重要」であるとしており、重度障害者を受け入れる事業所の確保策として、重度障害者の受け入れに対して基本報酬に加算分を上乗せするとともに、国や都が実施している補助金を事業所が活用できるよう、事業所への情報提供に引き続き努めてまいります。</p>
7	<p>西東京市として正確な待機人数を把握して、重度の知的障害者が通所できる生活介護を作りたいです。</p> <p>国の方針として地域で障害者が暮らせるようにという取り組みが始まっていると思います。その為、西東京市に重度の知的障害者が通所出来る事業所がないと高校卒業後、高齢化した親が家で全ての介助をしなくてはならなくなってしまいます。</p> <p>計画によると生活介護の令和4年度の実利用者数が347人で令和8年度の実利用者数が378人と見込んでいますが、4年間で31人しか増加する予定がないという事になると思います。令和4年度の実利用者数はあくまで利用した人数なので生活介護の待機者について正確な人数を把握して計画を立てて頂きたいです。</p>	<p>本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき生活介護については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の7事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で10事業所とし4箇所、就労継続支援B型11事業所から13事業所と通所事業所の整備に努めて参りました。</p> <p>しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。</p> <p>引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。</p> <p>事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」施設の確保につきましては、「2-(1)-3 日中活動系サービスの誘致」及び「1-(3)-1 グループホームの質の確保」にて取り組んでまいります。</p> <p>これまで通所先が見つからない方については、相談支援事業をはじめ、基幹相談支援センター・地域活動支援センターが連携し、通所先につなげていると認識しております。引き続き、通所先が見つからない場合は、関係機関が連携して、必要な通所先に通えるよう調整してまいります。</p>
8	<p>西東京市の公的な障害支援相談窓口は、市役所の「障害福祉課相談窓口」、及び「保谷障害者福祉センター」、「基幹相談支援センターえぼっく」がありますが、いずれも、障害当事者自身が相談や支援を求めよう行動しないと、障害の支援行動が始まりません。</p> <p>障害当事者、障害児家族など、グループに対する交流の場を支援する環境や、他の一般市民にも見える化、参加を促す環境作りによる公的支援を求めます。</p> <p>更に、その様な場所に、福祉を担当する当局、センターの職員が積極的に参加されることを提案します。</p> <p>施設の中で書類を処理する相談・支援の手続き作業だけでは無く、当事者目線を知ることで、業務にも役立つのではないのでしょうか。</p> <p>福祉支援の部署の職員の方々、ご多忙とは思いますが、車椅子使用・ブラインドウォークを体験されたら如何と思います。</p> <p>基本計画は、「あなたも私とともに自分らしくありたい自分でいられる共生のまち西東京」を目指しています。行政の職員も、目的に参加する西東京市の一員でありますので、市内で関わっていただきたいです。</p>	<p>特別支援学校高等部3年生に対しては、卒業後に利用が見込まれる障害福祉サービスの説明を行っており、児童発達支援センターひいらぎの利用者を対象に就学後の障害福祉サービスについての説明会を行っております。また、相談に応じる中で現状を確認する必要がある場合は、通所先・自宅等を訪問し、個別の状況について把握に努めております。</p> <p>また、障害のある人や子どもの理解促進のため、サポーター養成講座や職員研修をはじめアスタインやバススポーツ交流事業等イベントを通して、普及啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>「3-(1)-1市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実」にて、障害のある人や障害のある人を支援する人の講話、障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図るとともに、「2-(2)-5障害のある人の活躍の機会の拡大」にて障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り伝えていける機会の増加に努め、相互の理解促進を図ります。</p>
9	<p>事業計画策定にあたり調査を実施されましたが、アンケートやヒアリングは、いくつの事業所で当事者、一般市民等それぞれ何名の方に実施されたのかを記載した方が、より市民にとっては計画案の信憑性が高くなるかと考えます。</p>	<p>アンケートやヒアリングの実施状況につきましては、計画書の資料編に掲載いたします。</p>
10	<p>福祉計画の中にはより具体性を持った計画の提示をお願いしたいと思います。</p> <p>相談支援の強化について、〈国の方向性〉として「基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化」となっていますが、〈市の方向性〉には重要となる「基幹相談支援センター」の表記がないので、相談支援連携は自治体を中心となって実施していくのでしょうか。</p>	<p>本市においては、すでに市役所障害福祉課と基幹相談支援センターえぼっくの2箇所に基幹相談支援センターを設置しております。本計画案に記載の成果指標を目標に相談支援体制の充実・強化等に取り組んでまいります。</p> <p>サービスの具体的な見込み量と確保方策につきましては、63ページ以降をご覧ください。</p>
11	<p>当事者の親も高齢化になり、様々な問題や疑問をどこの窓口にもっていけばよいか迷われている方がたくさんいます。より分かりやすい具体性を持った計画案の作成を希望します。</p>	<p>本計画案で具体的に取り組む事業につきましては、p32～52に担当課を合わせて記載しております。</p> <p>なお、担当部署がわからない相談につきましては、障害福祉課又は基幹相談支援センターえぼっくでご相談に応じております。</p>

No.	寄せられたご意見	回答案
12	「計画における指標」等は、上げる、下げるの表記では、目標に対しての曖昧さを感じさせてしまいます。来年度は何パーセントの方が満足するか具体的な目標値を記載していただきたいと思っています。	「本計画における指標」は、多様な要因に関わる項目であるため、パーセンテージ等で目標を設定するのではなく、上昇・下降の方向性のみの言及となっています。当該指標を達成に向けて、各事業を進めてまいります。
13	利用者が増えているからサービス量を増やすことは当然ですが、利用者が増えてきている理由なども計画に落とし込むことで、市民にとって自治体の動きをより知れる計画書になると思っています。	障害手帳所持者の増加が、総人口の増加を上回っていることが、障害福祉サービスを必要とする人の増加にも大きく影響していると捉えています。また、障害児福祉サービスにおいては、令和4年度より、児童発達支援センターひいらぎを運営し、アウトリーチにて、幼稚園、保育園訪問の回数増加、各種研修、講座の回数増加、他の児童発達支援事業所との連携等に邁進してまいりました。障害児福祉サービスの周知が関係機関を通じて保護者にも伝わったことが、未就学児の障害児福祉サービス利用増に影響していると考えております。
14	我が家には知的障害の子どもがおり、先日、障害者区分の調査を市役所で受けました。障害者の調査は自宅で行わないのでしょうか。障害を持っている人は、聞き取り調査ではっきりと自分で答えられる人は少なく、実際は同席している親が伝えることがほとんどです。本人のこだわりや環境を見ていただくことで、介護者がどんな苦勞をしているかをより理解していただけたらと思っています。	障害支援区分の調査につきましては、ご利用される障害福祉サービスの種類・本人の障害特性等により調査を行う場所を決めております。また、障害支援区分の調査時以外においても、ご利用される障害福祉サービスが変更となる場合等は、必要に応じて訪問等により、本人の状態を確認させていただいております。
15	高齢者介護は誰もが歩む道なので、関心度は高くなりますが、障害者は当事者でしかかわらないことがたくさんあります。また、「65歳問題」として介護保険への移行にも障害福祉サービスとはいくつかの違いがあります。その点も併せて、相談できる窓口での対応をお願いしたいです。	障害福祉サービスを利用されている方が65歳に到達する場合は、概ね1年前に移行に関する説明を、地域包括支援センターやケアマネジャーに引継ぎ、円滑に移行できるようにしております。引き続き、障害福祉と介護福祉の相談機関の相互の連携により、混乱なく相談・利用できる体制をつくります。また、障害のある人が65歳を迎えるときは、原則として介護保険に移行することとされていますが、西東京市では一人ひとりの実情に合わせ、御相談に応じ、介護保険だけでは不足する適切な支援やサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスと介護保険制度の調整に引き続き務めてまいります。
16	第2章1(2)障害者手帳所持者等の人数 図表「難病医療助成者数」と(6)難病患者の推移で集計された数字の照合が理解できませんでした。令和2年度以降令和4年度まで「難病医療助成者数」が「難病患者の人数」を上回っているのは何故ですか。説明と追記をお願いします。	10ページの表が誤っておりまして、下記に修正します。 平成30年度1,809人、令和元年度1,870人、令和2年度1,907人、令和3年度1,979人、令和4年度2,047人
17	第2章4 前計画の振り返り (1)障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指す 「障害を理由とした差別については、改善傾向にある」の根拠はどこに示されますか。	差別等を受けた障害のある人は 令和4年度は32.9%であり、令和元年度の31.6%から大きな変化はみられませんでした。障害のある子どもでは令和4年度は54.1%であり、令和元(2019)年度の71.0%から減少しています。
18	第2章4 前計画の振り返り (3)地域で安心して暮らせるまちづくりの推進 アンケート・ヒアリング調査の整理、障害福祉施策の満足度を、項目で検証した結果はありますか。	「施策の満足度」は福祉サービスだけでなく、情報提供や余暇活動支援など、多様な市民の一人ひとりの生活状況から評価いただいていることを想定しているため、個別具体的なサービスや施策で満足度を評価したものはございません。
19	第2章4 前計画の振り返り (4)障害のある人や家族へ、切れ目のない支援の充実については、全世代を対象として課題を検討して見直しと追記を要望します。	アンケート・ヒアリング調査の整理・取り組むべき課題は、アンケート調査・ヒアリング調査や、各種統計データにより把握された主な課題等について、整理しているものとなっております。本市では、第3次西東京市障害者基本計画及び第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画では、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目のない支援を進めるため、基本方針1に「障害のある人の自立した生活を支えます」を定めました。また、「1-(1)-1 相談機関相互の連携の推進」及び「1-(2)-7障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応」にて引き続き、障害福祉と介護福祉の相談機関の相互の連携により、混乱なく相談・利用できる体制をつくります。また、障害のある人が65歳を迎えるときは、原則として介護保険に移行することとされていますが、西東京市では一人ひとりの実情に合わせ、御相談に応じ、介護保険だけでは不足する適切な支援やサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスと介護保険制度の調整に引き続き務めてまいります。

No.	寄せられたご意見	回答案
20	第3章(3) 総じて第3章(3)＜本計画における指標＞は、意図が不明瞭です。むしろ＜本市の方向性＞の各項について指標を定める事が有意ではないでしょうか。	「本計画における指標」は、多様な要因が関わる項目であるため、パーセンテージ等で目標を設定するのではなく、上昇・下降の方向性のみの言及となっています。当該指標を達成に向けて、各事業を進めてまいります。
21	第4章西東京市障害者基本計画、2取り組み事業 1-(4)-1、1-(4)-2の項で「聴覚に障害のある」「視覚に障害のある」人への支援として、子ども世代を対象に始まっている「電子図書館」を全世代を対象として実施することを要望します。	1-(4)-1聴覚に障害のある人に対する支援、及び1-(4)-2視覚に障害のある人に対する支援共に重点化の対象をしており、情報・意思疎通支援用具のICTを活用した機器等の対象拡大検討など、電子図書館の活用を排除したものとはなりません。電子図書館については図書館計画に基づいて取り組んで参ります。
22	第4章西東京市障害者基本計画、2取り組み事業 2-(2)-3の項でハンディキャップサービスの充実として「全世代を対象とする電子図書館」の実施・拡充を要望します。	電子図書館については図書館計画に基づいて取り組んで参ります。
23	第4章西東京市障害者基本計画、2取り組み事業 3-(3)-4の項で「障害の有無にかかわらず投票しやすい環境に向けた整備を検討」について、期日前投票所の拡充は大きな効果を期待できるのではないのでしょうか。ひばりヶ丘駅に限らず、保谷駅、西武柳沢駅近くでの開設、及び(一週間を目安として)開設期間の延長を要望します。	投票しやすい環境の整備につきましては、ご指摘のひばりヶ丘図書館における期日前投票所の開設などに取り組んできたところでございますが、引き続き他の自治体の取り組み等を参考にするなど、障害の有無に関わらず投票しやすい環境に向けた整備を検討してまいります。
24	第2章1(2)障害者手帳所持者等の人数では「本市の障害者手帳所持者等の人数は、手帳等の種別を問わず増加傾向にあり」、「手帳所持者等は増加していく」と見込んでいます。及び同(3)では「65歳以上の増加が顕著であるとされており、身体障害者の高齢化に注視が必要な状況」にあると見込んでいます。第5章3(2)介護給付①訪問系サービスについて、＜居宅介護＞では平成30年度から令和4年度にかけて利用時間は微増減、利用者数は減であることが疑問です。	65歳以降については、居宅介護に相当するサービスとして訪問介護が介護保険制度に位置付けられており、介護保険に相当するサービスがある場合は、原則として介護保険サービスを利用することとなっているため、高齢者の増加が居宅介護の増加の直接の要因とはならないと考えております。事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」 人材育成につきましては、「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて取り組んでまいります。居宅介護の見込値につきましては、コロナによる利用控えが影響したことを鑑みて推計を修正いたしました。
25	⑩同項 ＜重度訪問介護＞では平成30年度から利用者数に大きな変化はなく、又、令和4年度の時間はピークの令和2年比で2割弱減少が疑問です。	重度訪問介護はお一人の利用時間数が比較的多く、個々人によっても利用時間の差が大きいサービスです。そのため、お一人の利用状況によっても大きく実績が変わることがあると考えております。
26	重度訪問介護の申請に当たって介護保険サービスの受給者はその100%利用が必須とされ、条件が満たされなければ申請が受け付けられない。及び、月毎の実績集計で介護保険サービスに未達が生じた場合、都度、重度訪問介護の支給時間から振り替え(付け替え)が求められていますが、運用の見直しを要望します。 医療的ケアの度に重度訪問介護を終了し、看護が終わった後の見守りをまた別に手当てしなければならないのは、切れ目のない見守りのリスクです。医療及び他のサービスとは別に、重度訪問介護の役割を評価して、手当てされるよう運用の見直しを要望します。 障害認定のための調査において申請者本人の「成育歴」を、取得していますが、「適切な障害福祉サービスの決定を行うため」には、障害による生活の困難を個別に評価し、適正な量を算定することではないのでしょうか。曖昧な「成育歴」の扱いについて業務の見直しを要望します。	1)平成27年2月18日付「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」における「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。」との内容を踏まえて、介護保険サービスを優先させていただいております。 2)重度訪問介護につきましては、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスで、見守りだけのためのサービスではないと認識しております。障害福祉サービスに決定に当たりましては、訪問看護等の医療や介護保険サービスの利用状況も含めて総合的に判断をさせていただいております。 3)成育歴の聞き取りにつきましては、障害者の成育歴を辿っていくと、他にも様々な障害が隠れている場合があるため、適切な障害福祉サービスの決定を行うためにお聞きしています。聞き取りの際は、しっかりとその目的を説明し、ご本人様又はご家族の方にご不快な思いをさせないよう注意しながら聞き取りを行っております。

No.	寄せられたご意見	回答案
27	現在、都で地域包括補助事業のメニューに精神障害者支援として「アウトリーチ」事業が取り入れられています。是非ともこの際ご検討してください。	訪問診療に対応可能な医療機関は少なく、現状ではご相談をお受けする都度、個別にご相談と対応させていただいております。 市では、訪問診療を希望する方、必要な方が精神科医療に速やかにつながることは重要であると捉え、引き続き、医療機関等の情報集約と提供等について、地域の保健所とも連携・協力を図りながら、医療を受けやすい環境整備に努めてまいります。 また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに対する構築推進事業は政令市もしくは特別区が対象とされているため、市が構築推進事業に参画することは難しい現状です。本市では、特別区等の先行自治体の取組状況を注視しながら、西東京市における全世代型地域包括ケアシステムの構築を踏まえて関係各課と連携しながら、「1-(3)-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」にて地域生活支援拠点の充実に努め、保健、福祉、医療、介護などの関係機関が連携し、精神障害のある人一人ひとりの困り事に寄り添い、本人の意思が尊重されるような支援体制の仕組みづくりを進めてまいります。
28	私は、市内在住の視覚障害者です。外出及び同行援護について、様々な場面で、この時間数が足りなくなることがあります。手続きの簡素化や相談専門員からの時間増加申請の手続きを認めて頂くことを求めます。2から3ヶ月にの中で、余った月の時間数を足りない月に利用できるような配慮を求めます。また、通院について、同行援護で出来る事に加えて頂く事を求めます。利用者が目的に応じて「居宅介護の通院介助」と「同行援護」の選択が出来る様に配慮を求めます。ガイドヘルパー養成において、研修費用の助成をして頂いておりますが養成研修後資格取得したガイドヘルパーが市内事業所で従事する方が少ないと感じます。市内事業所で従事して頂ける様に配慮を求めます。視覚障害者への同行援護、他の障害者の行動援護の事業所が少なく困っています。改善して頂ける様に配慮を求めます。	同行援護の時間数が不足する方は、ご相談に応じて時間を増やす対応をしておりますが、現在の国の制度上余った月の時間数を他の月に繰越すことはできません。同行援護の時間数の変更手続については、代理の方が申請することは可能です。また、急な通院など通院等介助を申請することができない場合においては、同行援護により通院をしていただいております。 ガイドヘルパーの充足に向けては、ガイドヘルパー養成のための同行援護従業者養成研修および知的障害者移動支援従業者養成研修はコロナ禍においても感染防止対策を徹底し、実施する等ガイドヘルパーの確保を進めているところです。なお、市は研修受講者の就職先の斡旋や、就職先の指定を行うことはできませんが、就職状況等を確認するためのアンケートを研修実施から一定期間後に実施しています。 利便性の向上のため、「3-(3)-1 市役所における窓口対応方法の検討」「3-(3)-2 障害特性に配慮した情報提供」「3-(3)-3 アクセシビリティの確保・維持・向上」を拡充事業・重点事業として、手続きの負担軽減を目的とした簡素化を進めるとともに、よりサービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めてまいります。
29	交通安全の観点から、市内の道路において、誘導ブロックについては、断片的ではなく、連続した設置を、音響信号機については、都内区市町村と比較して少ないと思うので、増設を求めます。また、利用時間についても出来る限りでかまいませんので延長を求めます。自転車利用者や電動キックボード利用者に安全運転の啓蒙を求めます。西武鉄道の市内5駅にホームドアが設置され、ホームや踏切について安全に利用出来る様に支援を求めます。	「3-(4)-3 歩行環境の整備」にて、障害の有無にかかわらず、すべての市民が安全に通行できるよう、歩行者環境の整備及び公共交通機関に関する周知を関係各課と連携しながら進めてまいります。また、点字ブロック等の整備により視覚障害者の安全性及び利便性を向上を引き続き進めます。 ホームドアの設置につきましては、現段階では西武鉄道からは示されておりません。設置に向けて、関係各課と連携してまいります。 音響式信号機につきましては、警視庁(田無警察署)が所管となっております。設置には基準等があるとのことでしたので、お手数ですが田無警察署へご連絡いただきますようお願い申し上げます。貴重なご意見として承り、所管部署へお伝えいたします。
30	障害者の医療や災害の支援について、障害者本人単独で医療機関に来院した時や、災害が起こった時に次の様な配慮を求めます。避難所が必要な場合に、出来る限りでかまいませんので各障害者に合わせた福祉避難所を用意して頂けると幸いです。施設内に、視覚障害者の為に「点字」や「音声ガイド」「誘導ブロックの設置」や「目が見えづらいこと」についての配慮を求めます。また、聴覚障害者の為に筆談出来るホワイトボードの様なものの設置を、車いす利用者の為にスロープ設置等の配慮を求めます。	福祉避難所は、施設管理者と協力し、相談員と避難スペースが確保できた時点で開設し、介護・福祉サービス提供事業者と協力して介護・福祉サービスを提供します。 福祉避難所を効果的に活用しつつ、様々な障害を持った方々に対応するため、必要な物資の備蓄を進めるとともに、福祉機器の確保のため、都との医療体制の連携や、障害のある人の特性を理解し、慣れ親しんだ職員がいる社会福祉法人等が管理する施設の利用に関する協定の締結に取り組んでまいります。 全ての市民にやさしい公共空間づくりを目指して、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、ユニバーサルデザインの導入を検討し、必要な整備を行います。 市では、洋式化を中心としたトイレの環境整備を進めていますが、今後も市民のニーズを把握しながら、トイレのみならず、手摺りの設置や段差の解消、エレベーターの設置等、ユニバーサルデザインの導入を積極的に検討し、改修や修繕の時期も考慮しながら対応を進めていきます。
31	情報保障について、障害者本人が問い合わせをしないと情報が得られない傾向があるので改善を求めます。一定の事務手続きについては、障害者が直接出向がなくても手続きができる様に手続きの簡素化を求めます。小さい文字の紙媒体が多くて困るので、様々な媒体での柔軟な情報提供を求めます。代読代筆の支援を外出先だけでなく自宅でも行えるように「居宅介護」や「意思疎通支援」での利用を求めます。	更なる利便性の向上のため、「3-(3)-1 市役所における窓口対応方法の検討」「3-(3)-2 障害特性に配慮した情報提供」「3-(3)-3 アクセシビリティの確保・維持・向上」を拡充事業・重点事業として、手続きの負担軽減を目的とした簡素化を進めるとともに、よりサービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めてまいります。 なお、申請される手続きによりませんが、障害福祉課では代理の方によるお手続きや、郵送でのお手続きも承っております。 また、ご本人様の確認が必要となる、障害者区分調査や障害児調査におきましては、お手続きを代理の方で行い、ご本人様は別日にお越しいただくか、職員が通所先を訪問するなどご負担とならない対応をしております。

No.	寄せられたご意見	回答案
32	日常生活用具給付について、同居家族に健常者がいる場合でも、学業や仕事で日中独居となり日常生活を送ることが困難に感じます。日常生活用具給付緩和の配慮を求めます。	日常生活用具の給付については、社会環境の変化や支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の給付項目や給付対象の見直しを行うことにより、障害のある人の日常生活がより円滑に行われ、障害のある人の生活力の向上につながるよう取り組みます。
33	市役所の業務が、田無庁舎に集中しており、旧保谷市地域から田無庁舎への交通格差を感じます。車椅子の方などを含め、いずれの障害者も移動については一般の方より不便なことから交通体系の改善を求めます。	「3-(4)-4 障害のある人の移動しやすい環境の整備」「3-(4)-5 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた整備」にて、障害のある人の移動手段の確保やの補助等に取り組んでまいります。交通体系の改善や、障害のある人を含む移動に困難を感じる人の移動への支援につきましては、地域公共交通計画にて対応しております。
34	特別支援学校の3年生はなかなか就労先が決まらなと聞いています。市役所ではこうした実態を把握されてますか？	特別支援学校高等部3年生の卒業後の通所先については、生徒によって通所先の決定時期に差が生じることはございますが、これまでも各学校の進路指導担当教諭を中心に相談支援事業をはじめ、基幹相談支援センター・地域活動支援センターが連携し、必要な通所先に通えるよう調整しているところであります。
35	今後の計画を見ても、令和8年度の障害福祉サービスの見込みは全て増加しています。今回のような計画をどのように実現させる予定ですか？特に生活介護とグループホームが足りないように思います。また、障害児(者)は年々増加しています。毎年、18歳の卒業生が市内に就労先を探します。一方で、施設に空きはありません。障害のある方やその家族が困らないよう、福祉施設の増加を希望します。	本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき共同生活援助については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の16事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で22事業所とし6箇所、生活介護については7事業所から10箇所とし3箇所の整備に努めて参りました。しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」施設の確保につきましては、「2-(1)-3 日中活動系サービスの誘致」及び「1-(3)-1 グループホームの質の確保」にて取り組んでまいります。
36	施設が老朽化していて、使いにくく、危険な箇所もあります。補修や改築が望まれます。また、人手不足も深刻で、どの施設でも短期のアルバイトや未経験者の介護スタッフが増えています。きめ細かなケアが出来ず、事故につながる危険もありますので改善をお願いします。	公共施設の安全性や老朽化については、公共施設保全マニュアルを活用した日常点検をはじめ、法令等に基づく定期点検、簡易劣化診断等により状況の把握に努め、その結果に基づき、施設の更新、長寿命化、修繕、廃止等の方針を検討していくこととしております。市民が安心して公共施設を利用いただけるよう引き続き取り組んでまいります。通所事業所等の補修修繕につきましては、国や都が実施している補助金を事業所が活用できるよう、事業所への情報提供に努めてまいります。次世代の福祉人材の確保につきましては、「1-(2)-8 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保」において、福祉職を目指す人のサポートに努めます。また、「1-(2)-9 専門的人材の育成」において、従事者のスキルアップと定着に寄与いたします。
37	福祉の仕事に携わる方々への待遇が全く不十分だと思います。大幅な賃上げと労働環境の改善が必要だと思います。慢性的な人手不足による過重労働で、やめる人も無理をせざるを得ない人も増えていると思います。	福祉の仕事に携わる職員の待遇につきましては、国や都が実施している補助金を事業所が活用できるよう、事業所への情報提供に努めていると共に、市より事業所に対して各種サービスに対する補助金(助成金)等にて取り組んでおります。また、職員のキャリアアップの仕組みの構築、職場環境の改善を実施する事業所に対して支給される「処遇改善加算」等の制度や、「地域区分」により地域ごとの人件費や物価等を考慮して地域差の調整を行っております。

No.	寄せられたご意見	回答案
38	制度や施設が整っても、そこで働く人(福祉の窓口、相談員、支援者など)のレベルが上がらなければ「形作って魂入らず」になってしまいます。教育プログラムの充実や自己研修機会の充実を期待します。	障害のある人や子どもの理解促進のため、サポーター養成講座や職員研修をはじめアスタイベントやパラスポーツ交流事業等イベントを通して、普及啓発活動に取り組んでおります。また、市職員の障害や障害のある人に対する理解の促進に向けて、「3-(3)-1市役所における窓口対応方法の検討」を重点事業且つ拡充事業として進めてまいります。事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」、人材育成につきましては、「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて取り組んでまいります。「2-(2)-5障害のある人の活躍の機会の拡大」にて障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り伝えていける機会の増加に努め、相互の理解促進を図ります。
39	いろいろなところでいまだに障害者に対する差別が(社会全般だけでなく障害者施設でも)見受けられます。改善を望むと共に、行政としての監査や教育の強化を望みます。	障害のある人や子どもの理解促進のため、サポーター養成講座や職員研修をはじめアスタイベントやパラスポーツ交流事業等イベントを通して、普及啓発活動に取り組んでいます。その結果、差別等を受けた障害のある人は令和元年度の31.6%から大きな変化はみられませんでしたが、障害のある子どもでは、令和元年度の71.0%から令和4年度は32.9%と減少しています。減少傾向にあるものの、重要な課題であると捉え、差別を受けた人と子どもを減らすことを基本方針3の指標に定めております。「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」において東京都による施設監査等と連携して適正なサービス提供に努めます。「3-(1)-4 障害のある人への理解促進」を拡充事業として、障害のある人等の理解促進を進めるとともに、「3-(1)-9 障害のある人を助けたい気持ちがある人への支援」にて、普及啓発の輪を着実に広げてまいります。また、「3-(1)-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実」における障害の疑似体験等を通じ、市民の理解の促進を図ります。各関係機関と連携しながら、幼少期から障害のある人と共に環境を共有することで、「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。
40	大地震等の災害時に、自分では動けない重度障害者が助かる備えを整えていただきたいです。具体的な対策と共に、その周知広報にも努めてほしいと思います。	福祉避難所は、施設管理者と協力し、相談員と避難スペースが確保できた時点で開設し、介護・福祉サービス提供事業者と協力して介護・福祉サービスを提供します。福祉避難所を効果的に活用しつつ、様々な障害を持った方々に対応するため、必要な物資の備蓄を進めるとともに、福祉機器の確保のため、都との医療体制の連携や、障害のある人の特性を理解し、慣れ親しんだ職員がいる社会福祉法人等が管理する施設の利用に関する協定の締結に取り組んでまいります。全ての市民にやさしい公共空間づくりを目指して、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、ユニバーサルデザインの導入を検討し、必要な整備を行います。市では、洋式化を中心としたトイレの環境整備を進めていますが、今後も市民のニーズを把握しながら、トイレのみならず、手摺りの設置や段差の解消、エレベーターの設置等、ユニバーサルデザインの導入を積極的に検討し、改修や修繕の時期も考慮しながら対応を進めていきます。
41	就労先となる事業所の拡充を希望します。日中一時や移動支援の制度はあっても、実際に使える事業所がなく、また、子どもの就労先は、長くて9時～16時、短いと10時～15時なので、働きたくても働けず、親の負担はどんどん重くなります。放課後等デイサービスのような支援制度が欲しいです。	本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき生活介護については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の7事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で10事業所とし4箇所、就労継続支援B型11事業所から13事業所と通所事業所の整備に努めて参りました。生活介護施設の確保策につきましては、「2-(1)-3 日中活動系サービスの誘致」において、拡充事業として取り組んでまいります。夕方の居場所の確保につきましては、「2-(3)-6 高校等卒業後の夕方の居場所の充実」において、重点事業として取り組んでまいります。なお、特別支援学校高等部3年生の卒業後の通所先については、生徒によって通所先の決定時期に差が生じることはございますが、これまでも各学校の進路指導担当教諭を中心に相談支援事業をはじめ、基幹相談支援センター・地域活動支援センターが連携し、必要な通所先に通えるよう調整しているところです。
42	障害のある方の自己実現において、学生の頃からの就業体験がとても有意義であると感じています。また、学校と就業先の引継ぎや情報共有が必須であると感じています。子どもたちの経験の機会を増やせないものか、また、事業所の負担が軽減するような案はないものか考えています。	市役所では「2-(1)-9 市における就労訓練の実施」にて就労訓練の一環として市役所内を訓練や実習、インターンシップの場として提供を行っております。また、事業所連絡会の開催や研修の場等での意見交換などにより、事業所間の情報共有を進めてまいりたいと考えております。なお、特別支援学校高等部3年生の卒業後の通所先については、生徒によって通所先の決定時期に差が生じることはございますが、これまでも各学校の進路指導担当教諭を中心に相談支援事業をはじめ、基幹相談支援センター・地域活動支援センターが連携し、必要な通所先に通えるよう調整しているところです。

パブリックコメント お寄せいただいた意見と市の検討結果

No.	寄せられたご意見	回答案
43	<p>障害児の増加に対して、特に、生活介護施設が不足しています。 市内の生活介護施設は満員で、市外の施設を探ざるを得ないことは問題だと思ます。 民間を誘致するための条件を考え、施設と人材、サービス内容について責任感とスピード感をもって対応頂きたいです。 また、継続性ある対策立案の為に、市民とのコミュニケーションの場をより増やし、意見を吸い上げる場を作ってもらいたいです。</p>	<p>本市では、障害福祉計画に定めるサービスの見込み量・提供体制の確保の方策に基づき生活介護については、第6期西東京市障害福祉計画前の令和2年度4月1日時点の7事業所から終了年度である令和5年4月1日時点で10事業所とし3箇所の整備に努めて参りました。しかしながら、昨今の多様化・増加するニーズに対応するため、次期計画においては、さらなるニーズの増加を想定し令和4年度実施西東京市の障害者福祉に関する調査報告書での利用希望値及びサービス利用実績値を上回る見込み量を推計しております。 引き続き新規参入希望の事業所への丁寧な情報提供及び、既存事業所の安定した運営への支援を進めてまいります。 事業所の質の向上につきましては、「1-(2)-1 民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援」 人材育成につきましては、「1-(2)-9 専門的人材の育成」にて取り組んでまいります。 施設の確保につきましては、「2-(1)-3 日中活動系サービスの誘致」にて拡充事業として進めてまいります。</p>